

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇〇
- 地籍調査の成果について認証した件 三〇〇

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 三〇〇
- 土地改良区の精算人が就任した旨届出があった件 三〇〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三〇〇
- 福島県公安委員会 三〇〇
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三〇〇
- 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三〇〇
- 平成二十四年六月二十六日付け定例二千三百九十六号中 三三三

告 示

福島県告示第三百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年七月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
 - 1 交通に係る事項

意見なし。

2 騒音の発生に関する事項

- (一) 当該設置場所は第二種住居地域に該当し、騒音規制法及び振動規制法の指定地域に該当することから、敷地境界線において、規制基準を遵守すること。
- (二) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する際は、設置届を提出すること。

3 廃棄物に係る事項等

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百三十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十四年七月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市神指町の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

公 告

公告第百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十二日

二 名称

特定非営利活動法人サクラブレイス

三 代表者の氏名

森田 剛生

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市黒岩字戸ノ内八番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して在宅支援サービスに関する事業、及び障がい者に対して自立支援サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告第百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十四年六月二十五日

二 名称
特定非営利活動法人まごころサービス福島センター

三 代表者の氏名
須田 弘子

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市在庭坂字南林六十番地の二

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・社会的弱者を主な対象に在宅介護等支援活動事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十四年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
好間堰土地改良区

就任した清算人
役別 氏名 住所

清算人 猪狩 英男 いわき市好間町中好間字川原七二番地

同 猪狩 千里 同 市好間町中好間字石坂四二番地

同 遠山 徹 同 市好間町上好間字馬場四七番地

同 濱松 孝一 同 市好間町下好間字叶田一二八番地

（農村計画課）

公告第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

（文化振興課）

平成二十四年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
愛谷堰土地改良区

退任した役員
役別 氏名 住所

理事 永山 勝彦 いわき市平菅波字砂畑一九番地

同 矢吹 家宣 同 市平荒田目字高原一一番地

同 木田 幸男 同 市平下大越字川和久九〇番地

同 鈴木 喜三郎 同 市平藤間字林一一番地の二

同 矢吹 加左衛門 同 市平下高久字牛転四三番地

同 木田 隆一 同 市平下大越字北横手五番地の三

同 田仲 久次 同 市平下高久字水門一三六番地

就任した役員
理事 箱崎 博光 いわき市平菅波字腰巻四七番地

同 矢吹 家宣 同 市平荒田目字高原一一番地

同 木田 幸男 同 市平下大越字川和久九〇番地

同 鈴木 喜三郎 同 市平藤間字林一一番地の二

同 藁谷 卓治 同 市平下高久字前ノ内七七番地

同 木田 隆一 同 市平下大越字北横手五番地の三

同 六野 正秋 同 市平下高久字清水二四番地

（農村計画課）

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月3日

福島県公安委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第4号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則
福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第40号の6備考1(2)中「若しくは抄本又は外国人登録原票の写し」を「又は抄本（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等をいう。）の記載された住民票の写し）」に改める。

様式第40号の11備考1(2)中「若しくは抄本又は外国人登録原票の写し」を「又は抄本（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等をいう。）の記載された住民票の写し）」に改め、同様式備考4中「国籍」を「国籍等」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

(交通指導課)

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 3 日

福島県公安委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第5号

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

関係する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成 8 年福島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号中 「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

別表福島県相馬海浜自然の家の家を削る。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。ただし、別表福島県相馬海浜自然の家の家を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(生活環境課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年六月二十六日付け定例第二千三百九十六号中

一一四	上	後ろから	佐藤雄平	佐藤雄平
-----	---	------	------	------